

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																															
九州CTB理容美容専門学校		昭和31年4月12日		西田 真紀		〒 805-0061 (住所) 福岡県北九州市八幡東区西本町2丁目2番1号-201号 (電話) 093-663-2223																															
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																															
学校法人国際志学園		昭和34年10月13日		水嶋 昭彦		〒 802-0002 (住所) 福岡県北九州市小倉北区京町3丁目9番27号4階 (電話) 093-513-5931																															
分野	認定課程名	認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																															
衛生	衛生専門課程	理容科		令和3(2021)年度	-	令和4(2022)年度																															
学科の目的	北九州地区唯一の本校理容科は、地域における理容業界発展に寄与する人材育成の担い手としての志と覚悟を持って、高齢化といった昨今の社会事情に左右されず、長く社会貢献できるより実践的で専門的な知識や技術を修得した理容師の輩出を目的とする。																																				
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	国家試験に出題される技術はもとより、ヘアショーに出展したり、サロンにおいて必要となる技術の習得を、実習を通じて行う。そのために、在学中の2年間を通して多くの時間を技術習得にかかる実習に重きを置いている。なお、当学科を卒業することによって理容師国家試験の受験資格が与えられる。																																				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技																												
2年	昼間	※単位時間、単位いづれかに記入	単位時間	68 単位	20 単位	26 単位	30 単位	0 単位	0 単位																												
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率																																
80 人	20 人	0 人		88 %	0 %																																
就職等の状況	■卒業者数(C) : 9 人 ■就職希望者数(D) : 9 人 ■就職者数(E) : 9 人 ■地元就職者数(F) : 9 人 ■就職率(E/D) : 100 % ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 100 % ■進学者数 : 0 人 ■その他 (令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報) ■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 理容室、理美容室、シェービングサロン、ネイルサロン																																				
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: - 受審年月: -				無 評価結果を掲載したホームページURL: -																																
当該学科のホームページURL	<a href="https://ctb.ac.jp/pages/25/">https://ctb.ac.jp/pages/25/</a>																																				
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定) <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位時間</td></tr> </table> (B: 単位数による算定) <table border="1"> <tr><td>総単位数</td><td>68 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td><td>30 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の単位数</td><td>0 単位</td></tr> <tr><td>うち必修単位数</td><td>30 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td><td>30 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td><td>0 単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td><td>0 単位</td></tr> </table>									総授業時数	0 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間	うち必修授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間	総単位数	68 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	30 単位	うち企業等と連携した演習の単位数	0 単位	うち必修単位数	30 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	30 単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 単位
総授業時数	0 単位時間																																				
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間																																				
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間																																				
うち必修授業時数	単位時間																																				
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間																																				
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間																																				
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間																																				
総単位数	68 単位																																				
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	30 単位																																				
うち企業等と連携した演習の単位数	0 単位																																				
うち必修単位数	30 単位																																				
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	30 単位																																				
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 単位																																				
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 単位																																				
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6 人</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td> <td>4 人</td> </tr> </table>									① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	4 人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1 人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1 人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計	6 人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	4 人														
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	4 人																																				
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1 人																																				
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																																				
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1 人																																				
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																																				
計	6 人																																				
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	4 人																																				

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

美容師に必要な基礎知識および衛生管理技術をはじめ、時代に即した理容技術の修得を目指す。具体的にはカット、セット、シェービング、パーマ、カラーリングなど髪の手入れ全般の理容技術について、理容現場における企業等からの提案を受けながら、これに即した教育課程の編成を目指すことを目的に教育課程編成委員会を設置する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本校は、実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、企業や業界団体との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程の編成(授業科目の開設や授業方法の改善・工夫を含む。)に活かすことを目的に、学科毎に教育課程編成委員会を設置してこれを学校長の下に置く。委員会は6月と11月の年2回の開催を原則とし、業界における人材の専門性等の動向、国または地域の産業振興の方向性、実務に必要な最新の知識・技術・技能等について協議した上で、委員会における審議事項に採択するか否かを決定する。審議結果は学科におけるカリキュラム検討会議で審議された後、校長の許可を経て決定する。なお、委員会における審議結果は可能な限り教育課程に反映させることに努め、次回の委員会においてその反映状況や結果について報告して、改めて委員会において審議する場合がある。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
岸本 亞弓	福岡県理容衛生同業組合小倉南支部 (教育部長)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	①
佐保 耕次	和っしょいヘアー(代表)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	③
西田 真紀	九州CTB理容美容専門学校(校長)		—
味村 吉浩	九州CTB理容美容専門学校(副校長)		—
後藤 廣一朗	九州CTB理容美容専門学校(教務部長)		—
向井 美香	九州CTB理容美容専門学校(理容科学科長)		—
原田 彩花	九州CTB理容美容専門学校(理容科教員)		—
船川 桃華	九州CTB理容美容専門学校(理容科教員)		—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(6月、11月)

(開催日時(実績))

令和5年度第1回 令和5年6月12日 13:00～15:00

令和5年度第2回 令和5年11月13日 13:00～15:10

令和6年度第1回 令和6年6月3日 16:30～18:30

令和6年度第2回 令和6年11月11日 16:00～18:30

## (5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

### 教育課程編成委員会で提起された主な意見

(令和5年度第1回)

- ①(ネイルⅠ・Ⅱ)男子学生はネイルに対する必要性が低く、「ネイルは女性のもの」という先入観があるように感じる。しかし、ビジネスの場で名刺交換など、爪を見られる機会があること、男性でも甘皮処理や爪の健康に気を遣う人が増えてきたのも窺える。爪に色を塗るカラーネイルだけではなく、男性が必要とするネイル技術を授業を取り入れるように検討すべきである。
- ②(エステティックⅠ・Ⅱ)近年、メンズエステ等、男性客に向けてのエステの需要が高まっている。しかしながら女性向けサロンと比べると、まだ店舗数は少ないのが現状だが、店舗数が少ないということはライバルとなるサロンも多くはないということになる。ネイルと同様に男性美容のニーズの高まりにマッチしており、ライバル店も少ない今がチャンスだと感じている。よって、通常のエステの授業に加え、時代とニーズに合った授業展開に取り組むことを検討すべきである。
- ③(選択授業/スキルアップⅡ)理容科を第一志望として入学した女子学生が増してきており、これは女性理容師の領域であるレディースシェービング、ブライダルシェービングが注目されている結果である。よって、レディースシェービングをスキルアップの一つとして取り入れることを検討すべきである。

(令和5年度第2回)

- ①(理容実習)カットデビューまでの期間は平均3年程度を要する。しかし、1～2年でカットデビューをさせるサロンも増えてきている。それに対応できるサロンワーク要素を取り入れたカリキュラムを検討すべきである。
- ②(運営管理)学科教員が大学院で学んだ経営の知識を聞く機会があり、それが独立時にとっても役に立った。経営をする上で大事なスキルを学ぶ機会を授業に取り入れて頂きたい。
- ③(接遇)もっとマナー教育に力を入れるべきである。

(令和6年度第1回)

- ①(理容実習Ⅰ・Ⅱ)職業現場において就職してきた学生に求める技術の一つにカラーリングがあるが、色調や明度及び彩度を顧客の要求どおりに再現するには多くの経験値が必要である。様々な髪質があるためこの分野は時間がかかることは承知している。しかしながら現場としてはできるだけ早く戦力化したいと思うのもまた当然のことで、カラーリングを行う際に必要とされる薬剤の塗布技術のある程度の高度化を提案する。方法としては、ブリーチでの塗布を学習させては如何か。ブリーチは時間の差異と塗布量でははっきりと技術の精度に結果が見えやすいため、ブリーチを均一に塗布できる技術が備われば、就職後の大きなアドバンテージを持つこととなると思われる。
- ②(接遇Ⅰ・Ⅱ)本年度の国家試験合格率が例年より若干低下したため、学校での学習の機会を自ら放棄させないような学生指導が必要と思われる。そのためには心構えの再構築をするべきである。ここで言う心構えとは接客業の実際や、どのような学生が業界から必要とされるのかを徹底的にコーチングし、学習意欲につなげて欲しい。

(令和6年度第2回)

- ①(ネイルⅠ・Ⅱ)美しさは品格や爪からと言われるように、美しく爪の健康を保つために多くの人に親しまれているのがネイルケアやデザインである。近年は男性芸能人やインフルエンサーなどがネイルケアを行っていることによって、女性だけではなく男性にも支持されている。ネイルの授業は検定を見据えたカリキュラムが大きく含まれているが、作品を造り上げていく過程はヘアと共通する部分があるので、検定志向でない学生やネイルに興味を示さない特に男子学生等は、ネイルの授業を通して高いこだわりの視点を養い、近年注目されているメンズネイルの観点から自身の爪のケアが高いレベルで可能となる様なカリキュラムを導入し卒業後の優位性を獲得させたいと考える。
- ②(接遇Ⅰ・Ⅱ)経営者として多くのスタッフと関わってきたが、接客について「頭では分かっている」とあるいは「言われたとおりやっているつもり」でも実際にできていない方が多いのが現実だ。技術だけではなく接客サービスでお金を頂いている以上、接客のプロでなくてはならない。従って、接客における研鑽を積む必要がある。卒業後の日々の業務からではなく、在学中に接客トレーニング、接客ロールプレイングが必要と考える。

提起された意見に対する対応(反映させた授業科目等)

(令和5年度第1回)

- ①(ネイルⅠ・Ⅱ)男性のネイルケアは、爪の表面の凹凸を整えたり、甘皮処理がポイントになる。女性のようにアートやデザインを楽しむというよりは、清潔感に重きを置く。よって、爪に色を塗るカラーネイルやデザインだけではなく、男性が必要とするネイルケアや甘皮処理を授業に取り入れる。
- ②(エステティックⅠ・Ⅱ)エステの授業は長年、授業内容が変わっていない。男性美容のニーズの高まりや、時代に合った授業展開になるように、教科担当と本件における意思疎通および打合せを行う。
- ③(選択授業/スキルアップⅡ)本来の理容実習では時間数が少ない分野であるレディースシェービングについて、眉毛のかたちや襟足のかたち、額のかたちを整えデザインする授業を次年度以降の教育課程に取り入れることを検討する。

(令和5年第2回)

- ①(美容実習)理容師の基本が詰まっている大事な技術であることから、数年前はワインディングをメインに実習を行っていた。しかし近年カットデビューまでの期間が短くなってきている現状を踏まえ、カットの授業を取り入れた。また、流行しているフェードカットを学生レベルでもできるように教員独自のカット法を考案し、サロンワーク要素を取り入れた実習を行うようにする。
- ②(運営管理)次年度より選択授業に経営専科を導入する。開業後に経営知識を学ぶには遅いと考える。経営を目指している学生に対して、理論から科学的に経営を考え、どうすれば利益を生み出すのかを学ばせる。
- ③(接遇)1年次には接遇の授業科目を設けているが、2年次にはない。全てのサービス業における基本中の基本である接遇を学ばせるために、次年度より2年次にも接遇を設ける。以前は少し指導をするだけで適応できるマナーが身についたように感じるが、学生の質が変化し、学校のルールや社会のルールを理解させ守らせようとしても、受け入れられない学生が増えてきた傾向にある。そのような状況の中でも、2年という短い期間で社会に送り出さなければならない。よって教員が一丸となって2年次にも接遇でマナー教育を行っていく。

(令和6年度第1回)

- ①(理容実習Ⅰ・Ⅱ)これまでのカラーリングについては好みの色味の薬剤を使った実習が多く、ブリーチを突き詰めて行ってこなかった。またブリーチは刺激が強い薬剤なので故意に避けていたこともまた事実である。しかし、保護材を使って頭皮を保護した上でのブリーチ技術の習得は提言にあるとおり全てのカラーリング技術の元となるため、積極的にプログラミングを行う。
- ②(接遇Ⅰ・Ⅱ)この分野は本校の教育課程で言うなら接遇に入ると理解する。接遇については昨年も提言に上がり学科としてそれに応えてきたものであるが、今回の提言にあるとおり国家試験の合格率は日ごろの学生指導と連動しているとも考えられる。従って、2年連続ではあるが接遇の講義内容の強化を図る。具体的には喜んでもらうといった経験を積ませ、接客業に就く喜びや、やりがい等の価値を理解させる機会を増やすこととする。

(令和6年度第2回)

- ①(ネイルⅠ・Ⅱ)以前はネイル検定に特化したカリキュラムであったため、検定を取得しない学生も一律に検定対策授業を受講していたが、今年度後期から新しくネイルの講師(ネイルサロン経営者・JNA本部認定講師)が変わった。検定を受検したい学生と検定を受検しない学生との両方が満足できるカリキュラムを導入できるようにネイル講師とコミュニケーションをとり、男子学生、検定を受検しない学生の学習意欲を上げていく。
- ②(接遇Ⅰ・Ⅱ)接客ロールプレイングは接客の疑似体験を通して実践的に接客を身につけることができるが、フィードバックをする時間まで含めると、複数人が繰り返し行うことになりかなりの時間を要す。またいつもの関係性、なれ合いの中で行うことになる。即時にフィードバックができる項目については、学生が実務実習先の店舗に電話挨拶をすることだと考える。学生が「自分の学びの場、成長の場」として取り組めるように事前準備、事前指導を行い実施する。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係			
(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針 理容現場において実際の業務に携わる理容師によって基本的な技術指導を行うほか、それを実際の理容現場で用いる技術指導へと発展させていくことを基本方針とする。			
(2) 実習・演習等における企業等との連携内容 ※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記 理容の現場において実際の業務に携わるとともに、そこに勤務する理容師に対して実務指導も行っている理容師による指導を行う。国家試験の実技試験に必要な基本的な技術指導を行うほか、それを理容現場で用いる技術指導へと発展させ、より実践的で専門的な知識や技術の修得へと導く。実習を通して知識については口頭試問を、技術については技能試験を実施し、連携企業の指導者および学科教員の双方によって総合的な評価を行う。			
(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。			
科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
理容実習Ⅰ	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	理容師国家試験に合格する技術力、理容師としてのスキルに必要な基礎知識を習得する。	BLUE on PINK
理容実習Ⅱ	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	理容師国家試験に必ず合格する技術力、理容師としてのスキルに必要な知識を1年次の理容実習を活かしながら習得する。	BLUE on PINK
3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係			
(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記 教職員研修規程に基づき、「①専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修」および「②授業および学生に対する指導力等を修得・向上するための研修」の機会を確保する。研修は事業年度の開始までに教職員から希望する研修について研修計画の報告を求めるほか、本校が必要と認める研修計画も含めて、本校としては教職員が積極的に研修を受ける機会を提供する。なお、「①専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修」は最新のヘアスタイルをはじめとする美容知識や技術を修得して、学生指導に還元できるようにすることを目的とする。また、「②授業および学生に対する指導力等を修得・向上するための研修」は、教員としての自覚を持ち、より実践的な知識および技術を持つことはもちろん、学生の習熟度や個性を見極め、学生のモチベーションを高めることができるような指導ができるようにすることを目的とする。			
(2) 研修等の実績			
①専攻分野における実務に関する研修等			
研修名:	「理容技術理論・理容実習」担当教員資格認定に係る研修会	連携企業等:	(公社)日本理容美容教育センター
期間:	令和6年1月18日(木)～2月2日(金)	対象:	学科専任教員1名
内容:	「理容技術理論・理容実習」担当教員資格に関する研修及び試験		
②指導力の修得・向上のための研修等			
研修名:	指導が難しい学生への対応～より効果的な学生指導を目指して～	連携企業等:	高陵高等学校
期間:	令和5年8月8日(火)	対象:	学科専任教員4名
内容:	学生が学習に向かう動機の4つのパターン ほか		
(3) 研修等の計画			
①専攻分野における実務に関する研修等			
研修名:	ジェルネイル初級試験官養成講座	連携企業等:	NPO法人日本ネイリスト協会
期間:	令和6年(時期未定)	対象:	学科専任教員2名
内容:	ジェルネイル初級検定を自校実施可能とするための研修		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	クラス運営に係る組織論	連携企業等:	TOTO(株)
期間:	令和6年8月7日(水)	対象:	学科専任教員4名
内容	講師の経験を通して目的意識の統一と価値観の総理解を図る		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価を推進するために、学則第30条の(7)および細則第76条に規定した「学校関係者評価委員会」を設置した。この委員会は、関係団体役員・高等学校の校長・同窓会役員の学外関係者のみで組織し、学内組織である「自己点検・自己評価委員会」から出された点検および評価結果をもとにさまざまな方面から検討・協議することを責務とする。本校は、学校関係者評価委員会からの提言等をもとに、より良い学校を訴求していく。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	理念・目的・育成人材像、特色、将来構想
(2)学校運営	運営方針、事業計画、運営組織、処遇、意思決定、情報システム
(3)教育活動	業界ニーズ、到達レベル、カリキュラム、評価体制、評価基準、指導体制
(4)学修成果	就職率、資格取得率、退学率、社会的活動
(5)学生支援	就職・進学指導体制、相談体制、経済的支援体制、生活環境、保護者連携他
(6)教育環境	施設・設備、学外実習等、防災体制
(7)学生の受入れ募集	学生募集活動、入学選考基準、学納金
(8)財務	財務基盤、予算・収支計画、会計監査、財務情報公開
(9)法令等の遵守	設置基準、個人情報、自己評価と公開
(10)社会貢献・地域貢献	学校教育資源の活用、ボランティア活動
(11)国際交流	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価委員会で提起された意見

- ①(基準1)理念・将来像について考えるべき主体が誰であるのかを読み取れなかったが、ここは学校として考えるべきものであるため、その後において学生にも考えさせるといった書き方が望ましい。
- ②(基準2)スタンダードブックの職員への配付は非常に良いが、それをどう活用しているのかを明確にするとさらに良い。
- ③(基準2)意思決定の仕組みがあるのはわかるが、より早い意思決定ができるような仕組みへのブラッシュアップが必要ではないか。
- ④(基準3)座学における習熟度の差を極力なくするために、誰でも理解可能な表現方法を活用し、その先生の感覚的表現に偏らないように心がけるべきである。
- ⑤(提言3)学生個々において何が得意で、何が苦手、何に悩んでいるのかを全教員が理解し、最適な人材が適切に対応できるように共有する必要がある。
- ⑥(基準5)退学はポジティブな退学もあるので全ての退学者に対しては可能ではないにしろ、通信科への転科などその学生にとって最良のものが選択できるようにして欲しい。
- ⑦(基準10)地域貢献及び社会貢献は重要であるが、教育活動が学校の本丸であることを大切に考え、バランス良い貢献活動を行って欲しい。

提起された意見に対する対応

- ①(基準1)考える主体を学校にして、その上で学生にも将来像を考える機会を持たせるような流れを作る。
- ②(基準2)提言のとおり、活用方法まで記すようにする。
- ③(基準2)学科長交代や職員の退職などがあり、現在、文章化・明文化の最中であるので引き続き対応する。
- ④(基準3)感覚的表現にならないよう、教員間での意見交換を頻繁に行うようにする。
- ⑤(基準3)各学科会議などにおいて適材を適所に配置できる仕組みを検討する。
- ⑥(基準5)現在もそのように行っているが、今後は学生の相談窓口などをメンタルの専門家へつなぐ仕組みづくりを行う。
- ⑦(基準10)年度初めの年間行事計画書作成時に、バランス良く貢献活動計画を立案する。

## (4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
千々和 隆生	学校法人能美学園星琳高等学校(参与)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	地域団体 役職員
安部 和則	北九州理容連盟(副会長)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	関係団体 役職員
町田 その子	北九州市立高等理容美容学校(卒業生)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

## (5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他( ) )

URL: <https://ctb.ac.jp/files/libs/1206/202406250914255348.pdf>

公表時期: 令和6年6月24日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

## (1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校では学生による授業評価を実施し、その結果を担当教員にフィードバックすることをもって自己点検・自己評価と位置づけてきたが、今後はそれを前述「4. (2) 専修学校における学校評価ガイドライン」に準拠した内容にまで拡大し、そのすべての結果を本校の学校関係者評価委員会に提示する。学校関係者評価委員会から得られた提言に対する本校および学科の見解や対応等については、本校のホームページで企業等の学校関係者に対して情報の提供を行う。

## (2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	教育理念、学校の特徴、施設設備、教育目標および授業実施計画、校長名、所在地、連絡先等、その他の諸活動に関する計画
(2) 各学科等の教育	学科紹介、資格取得内容、シラバス、募集要項(選考方法と募集定員)
(3) 教職員	教育情報
(4) キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育の取組、実技・実習等の取組、就職支援等の取組
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校行事、課外活動
(6) 学生の生活支援	指定寮およびアパート等紹介、学生相談、就学支援
(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金、奨学金制度
(8) 学校の財務	貸借対照表、事業活動収支計算書
(9) 学校評価	自己点検自己評価・学校関係者評価委員会評価
(10) 国際連携の状況	外国の学校等との交流状況
(11) その他	国家試験合格率

※(10)及び(11)については任意記載。

## (3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他( ) )

URL: <https://ctb.ac.jp/files/libs/1230/202409071630529311.pdf>

公表時期: 令和6年9月7日

授業科目等の概要

(衛生専門課程 理容科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			関係法規	国家資格を取得し、理容の業を行うにあたり必要な衛生法規から理容所を開設する場合に必要な法令について修得する。	2通	30	1	○			○			○	
2	○			衛生管理Ⅰ	理容の業を行うに当たり適切な衛生管理が行えるよう公衆衛生・環境衛生・感染症の3分野を体系的に関連づけて理解し、理容所での衛生環境を保てる知識と実力を身につける。	1通	60	2	○			○			○	
3	○			衛生管理Ⅱ	理容の業を行うに当たり適切な衛生管理が行えるよう公衆衛生・環境衛生・感染症の3分野を体系的に関連づけて理解し、理容所での衛生環境を保てる知識と実力を身につける。	2通	30	1	○			○			○	
4	○			保健Ⅰ	理容の業を行うにあたり必要な人体の構造及び機能について学習する。	1通	60	2	○			○			○	
5	○			保健Ⅱ	1年次で学んだ人体の構造及び機能のうち、理容の業に最も関係が深い皮膚科学の分野に特化して学習する。	2通	30	1	○			○			○	
6	○			香粧品化学Ⅰ	理容師免許を取得して理容の業を行うにあたり必要な香粧品の知識を身につけ、安全に使用することができるようにする。	1通	30	1	○			○			○	
7	○			香粧品科学Ⅱ	理容師免許を取得して理容の業を行うにあたり必要な香粧品の知識を身につけ、安全に使用することができるようにする。	2通	30	1	○			○			○	
8	○			運営管理	理容師試験に合格できるだけの「経営」についての知識を修得すること。ひいては、就職してから「従業員」としてマネジメントのキャリアをスタートするが、経営者として成長していくために必要な基礎的知識の修得を目指す。	2通	30	1	○			○		○		
9	○			理容技術理論Ⅰ	優れた理容技術は経験によってだけ得られるものではなく、合理的な方法によって実践されなければならない。理容技術理論を学ぶ目的は、理容技術の習得を容易にすることである。	1通	60	2	○			○		○		

10	○		理容技術理論Ⅱ	優れた理容技術は経験によってだけ得られるものではなく、合理的な方法によって実践されなければならない。理容技術理論を学ぶ目的は、理容技術の習得を容易にすることである。	2通	90	3	○			○		○				
11	○		文化論Ⅰ	理容の業を行うにあたり知っておくべき、理容の文化史から資格制度の変遷などを学ぶ。	1通	30	1	○			○		○				
12	○		文化論Ⅱ	理容の業を行うにあたり知っておくべき、理容の文化史から資格制度の変遷などを学ぶ。	2通	30	1	○			○		○				
13	○		理容実習Ⅰ	理容師国家試験に合格する技術力、理容師としてのスキルに必要な基礎知識を習得する。	1通	450	15				○		○		○	○	○
14	○		理容実習Ⅱ	理容師国家試験に必ず合格する技術力、理容師としてのスキルに必要な知識を1年次の理容実習を活かしながら習得する。	2通	450	15				○		○		○	○	○
15	○		エステティックⅠ	身体の組織や器官の活動を助け身体内部の生理機能に働きかけることで新陳代謝を促し美しく健康的な状態をつくりだすさまざまな技術を理解、実践していく。	1後	60	2			○		○					○
16	○		エステティックⅡ	身体の組織や器官の活動を助け身体内部の生理機能に働きかけることで新陳代謝を促し美しく健康的な状態をつくりだすさまざまな技術を理解、実践していく。	2前	60	2			○		○					○
17	○		ネイルⅠ	日本ネイリスト協会発行のテキストを使用し、指先に関する正しい知識と技術、最新のネイル理論を習得する。	1後	60	2			○		○					○
18	○		ネイルⅡ	日本ネイリスト協会発行のテキストを使用し、指先に関する正しい知識と技術、最新のネイル理論を習得する。	2前	60	2			○		○					○
19	○		情報技術Ⅰ	理容業に必要な情報技術を学び、実務において実践できるパソコンスキルおよび情報モラルを身につける。	1通	60	2			○		○					○
20	○		情報技術Ⅱ	理容業に必要な情報技術を学び、実務において実践できるパソコンスキルおよび情報モラルを身につける。	2通	60	2			○		○					○
21	○		接遇Ⅰ	理容師に必要な言葉遣いや立ち振る舞いなどをはじめ、接遇の基本的な部分を学習し、演習を行う。	1通	30	1	○	△			○		○			○
22	○		接遇Ⅱ	理容師に必要な言葉遣いや立ち振る舞いなどをはじめ、接遇の基本的な部分を学習し、演習を行う。	2通	30	1	○	△			○		○			○

23	○		作品制作Ⅰ	スタイリストとしてサロンワークに直結した内容を学ぶ。	1後	60	2		○	○	○			
24	○		作品制作Ⅱ	スタイリストとしてサロンワークに直結した内容を学ぶ。	2後	60	2		○	○	○			
25	○		保健体育	健康スポーツは身体を動かすことを楽しみ、生活に役立つ健康な身体と心を維持増進することを目的とする。適切な指導を行えることが、これからの健康の維持増進に必要な不可欠であるため、子どもから高齢者の特徴について学んでいく。	1後	30	1		○	○		○		
26		○	エステティックⅢ	身体の組織や機関の活動を助け身体内部の生理機能に働きかけることで新陳代謝を促し美しく健康的な状態をつくりだすさまざまな技術を理解、実践していく。	1後 2前	60	2		○	○			○	
27		○	ネイルⅢ	日本ネイリスト協会発行のテキストを用いて検定試験2級に合格できる技術と知識の習得を行う。	1後 2前	60	2		○	○			○	
28		○	スキルアップ	理容実習で身につけた技術を、さらに熟練したレベルへ導くものである。	1後 2前	60	2		○	○		○		
29		○	コンクール専科	学生全体を平等指導する通常実習と違い、各種コンクールで表彰台を目指すことに特化した授業内容を展開する。	1後 2前	60	2		○	○		○		
30		○	経営専科	勘や経験は重要な要素であるが、それらに頼る経営は危険も伴う。本講義では様々な経営理論や事例研究から自分ならどういった意思決定を行うかを考える。	2前	30	1	○		○		○		
31		○	レディースシェービング	理容実習の授業時間ではメンズシェービング等、国家試験対策に重きを置いてしまう。本講義では、実践的なレディースシェービングの技術や知識の習得を行う。	2前	30	1		○	○		○		
合計						31 科目			76 単位 (単位時間)					

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：全ての授業科目における単位を修得。		1学年の学期区分	2期
履修方法：本校に登校した上で、講義、実技、演習および実習を履修する。		1学期の授業期間	20週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。